

十 監 第 45号
令和4年8月19日

十日町市長 関 口 芳 史 様

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

公営企業会計経営健全化審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度十日町市の公営企業会計経営健全化審査に対する意見を次のとおり提出します。

令和3年度十日町市の公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和4年7月29日から令和4年8月12日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率（下表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	会計名	資金不足比率			経営健全化基準
		令和3年度	令和2年度	増減	
地方公営企業法 適用事業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	簡易水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	20.0
地方公営企業法 非適用事業	松之山温泉配湯事業 特別会計	—	—	—	20.0

※資金不足がない場合は「—」で表示される。

(2) 個別意見

いずれの会計も資金不足は生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項なし。